

Ⅲ 計画の推進等

第1 障がい福祉計画の策定

計画期間における重点施策や目標値を示す実施計画として、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス等の確保に関する計画である「障がい福祉計画」を策定し、計画の着実な推進に努めます。

第2 計画の推進

この計画の推進にあたっては、すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携しながら施策を展開することを基本とします。

また、障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境など様々な分野にまたがっていることから、市では、関係部局等が密接に連携し、障がいのある人のニーズや事業の進捗状況等を把握しながら、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた支援を行うための適切なサービスが提供できるよう総合的に取り組みます。

さらに、障がい者施策については、国や北海道の制度・施策に関わるものも多いことから、必要に応じて要望などを行うとともに、これら関係機関との連携・協力を図りながら、各事業を推進します。

